



くれ青少年

—179—

呉の子どもは
呉のおとなが守る

呉市青少年指導センター

呉市中央4丁目1-6（呉市文化振興課内）

TEL 0823-25-3519

呉市青少年の善行等の表彰

呉市の青少年健全育成において、優れた行為のあった青少年と地域で自主活動を積極的に続けて顕著な功績のあった個人・団体の表彰が決まりました。

この表彰は、昭和43年から毎年行っており、地域の各種団体や警察などの関係機関でつくる呉市青少年問題協議会で審査・選考しています。

善行青少年表彰	藤田 珠里（呉市立天応中学校）
優良青少年団体表彰	広島県立音戸高等学校生徒会
青少年健全育成功労者表彰	竹島 楨柚美，茅本 吉生，野見山 修一，横崎 元紀

（敬称略）



「おとなって…？」

明治9年から法律的に20歳とされた「おとな」になる年齢が、昨年4月から146年ぶりに18歳に引き下げられました。

18歳になれば、親の同意なしに自分で携帯電話を買う、アパートを借りる、ローンを組むなどの契約ができます。しかし、「酒やたばこは20歳になってから」や刑事事件に関する少年法の対象年齢は20歳未満で、これまでと同じです。

このように、「18歳・おとな」で変わることも変わらないこともあります。

法律的なきまりごとだけでなく、本人が「おとなって…？」と思ったり、考えたりすることが、「おとな」になる本当のスタートだと思います。

民法改正に伴い、令和4年度から成年年齢が18歳に引き下げられましたが、呉市の成人式は、名称を「はたちの集い」とし、今まで通り20歳に到達される方を対象に開催しています。

広島県子ども・若者支援機関マップ

検索

広島県では、ニート、ひきこもり、不登校、発達障害、非行からの立ち直りなど、ご本人やご家族を支援している機関や団体を紹介する「広島県子ども・若者支援機関マップ」を作成し、ホームページ公開しています。



社会環境の改善 一立入調査一

18歳未満の青少年が心身ともに健やかに成長できるように、青少年を取り巻く社会環境を整備し、有害な環境から守るため、昭和54年から広島県青少年健全育成条例が施行されています。

呉市では、広島県からの委嘱を受け、年2回（7月・11月）の「立入調査」を青少年指導センター職員で行っています。

調査の観点（例）

調査対象の店舗区分	
書店	
書店以外の	コンビニエンスストア
図書取扱店	その他
ゲームソフト等取扱店	
がん具刃物類取扱店	
映画・興行場	
遊技場	
ビデオ取扱店	
カラオケボックス店	
インターネットカフェ・まんが喫茶	
インターネット接続端末販売店等	

1 有害図書、がん具刃物類

- ・青少年への販売禁止
- ・一般図書類との区分陳列
- ・自動販売機への収納禁止

2 カラオケボックス、インターネットカフェ

- ・青少年の深夜（23：00～6：00）入場禁止、立入禁止の掲示義務

3 有害興行

- ・青少年の観覧禁止
- ・有害指定・青少年入場禁止の掲示

4 インターネット接続端末販売等

- ・フィルタリングソフトに関する情報提供の努力義務

▶▶▶ 青少年健全育成に配慮した各店舗の取組事例 ◀◀◀

- ・書店等での対象図書のビニール包装、ひも掛け、成人コーナー表示
- ・ゲームセンターでの年齢に応じた入場時間表示や子どもへの注意喚起の声かけ
- ・携帯電話ショップでのフィルタリングに関する資料や機器を使った説明 など

令和4年度「子供・若者育成支援推進強調月間」＜広島県＞

えがおの花咲く あなたの挨拶！



挨拶は、あなたの存在を認めている、そのことを相手に伝える大切なメッセージです。コロナ禍の3年間。お互いにマスクをし、相手の表情や様子も見えづらくなり、このメッセージが、「伝えにくく・伝わりにくく」になりました。

…『寒いね』と話しかければ『寒いね』と答える人のいるあたたかさ（俵 万智）…

子どもたちは、挨拶から「つながり」を学び、心の「あたたかさ」を感じ、成長していきます。このつながりこそが、子どもの大切な「居場所」になります。

呉の子どもは呉のおとなが守る